

新東名高速道路の開通に伴う禁止地域の指定について

1 高速自動車国道等における屋外広告物の規制の現状

(1) 神奈川県屋外広告物条例による禁止地域について

神奈川県屋外広告物条例では、道路周辺の良好な景観の維持という趣旨から、「道路及び鉄道の線路用地並びにこれから展望できる範囲で、知事が指定する地域」（第3条第1項第13号）を、禁止地域に定めている。

ただし、禁止地域においても、自家用広告物（表示面積の合計5平方メートル以内）など、屋外広告物条例第6条及び同施行規則第2条に規定される適用除外の広告物については、掲出することができる。

(2) 禁止地域の指定について

「道路及び鉄道の線路用地並びにこれから展望できる範囲で、知事が指定する地域」は、「神奈川県屋外広告物条例による地域の指定」（昭和53年神奈川県告示第751号）で定めている。

道路に係る禁止地域となる区域は、下記①から④の道路及びその両外側500メートル以内の地域のうち、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」を除く区域となっている。

- ① 東名高速道路
- ② 新東名高速道路
- ③ 横浜横須賀道路
- ④ 小田原厚木道路
- ⑤ 圏央道

禁止地域に指定される区域について

「神奈川県屋外広告物条例による地域の指定」で指定された道路及びその両外側500メートル以内の、「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「田園住居地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「市街化調整区域」、「都市計画区域内の非線引区域」及び「都市計画区域外の区域」となる。

(3) 禁止地域を走行する路線バスの外面を利用した広告物について

「神奈川県屋外広告物条例施行規則別表第3に基づく区域の指定」（平成14年12月24日神奈川県告示第773号）において、広告物の種類が路線バスの外面を利用し、その表示面積の合計が4.2平方メートルを超える場合、その路線バスは、(2)の禁止地域に指定された道路を走行しないものと定めている。

2 新東名高速道路について

(1) 概要について

新東名高速道路は、東名高速道路とほぼ並行して、神奈川県から愛知県までを結ぶ路線であり、県内では圏央道から静岡県境までの区間において、2020年の全線開通を目指して整備が進められている。新東名高速道路の完成後は、東名高速道路や一般国道等と接続することで、神奈川県内外の各都市を

結ぶ広域的な高速交通ネットワークが強化される。

(2) 開通の状況等について

神奈川県内では、約35キロメートルの区間について整備が進められているが、そのうち、厚木南インターチェンジ～伊勢原ジャンクション間の約5キロメートルが、本年3月17日に開通した。

なお、海老名南ジャンクションから厚木南インターチェンジ間は開通済みで、第72回審議会において諮問・答申をいただき、告示済みである。

また、伊勢原ジャンクション～伊勢原大山インターチェンジ間（約2キロメートル）は2019年度中、伊勢原大山インターチェンジ～御殿場ジャンクション間（約45キロメートル）は2020年度中の開通を予定している。なお、御殿場ジャンクション以西は開通済みである。



3 今回の諮問事項

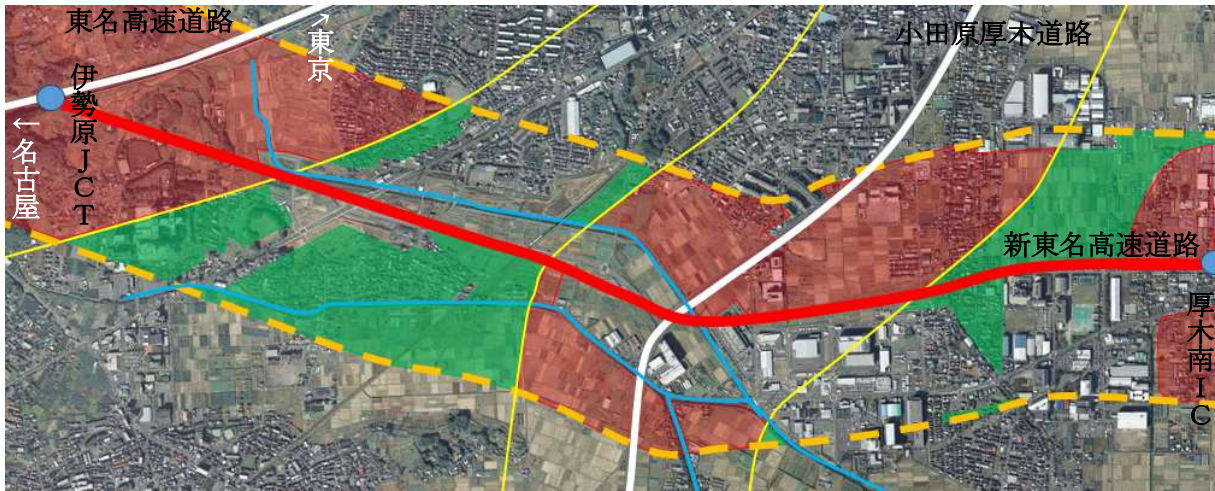
「神奈川県屋外広告物条例による地域の指定」（昭和53年神奈川県告示第751号）への追加

- ・開通済みの新東名高速道路（厚木南インターチェンジ～伊勢原ジャンクション間）を、条例第3条第1項第13号の規定により知事が指定する地域の対象とする道路に追加する。
- ・禁止地域とする区域の既存の広告物については、施行の日から起算して9年間は、経過措置期間として掲出可能とする。



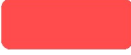


4 今後のスケジュール（予定）

- 2019年7月22日 諮問・答申
- 2019年8月中旬 告示
- 2019年9月中旬 施行（告示の1か月後）

新東名高速道路の開通に伴う禁止地域 位置イメージ図



航空写真：国土地理院

-  新東名高速道路の開通区間（厚木南 I C～伊勢原 J C T）
-  今回禁止地域に指定
-  禁止地域に指定済
-  禁止地域（河川）
-  新東名高速道路及びその両外側 500 メートルの範囲